

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、別紙による。

第1条 業 務 概 要

本業務は、今津漁港における-1.5m 物揚場を機能保全計画に基づき施設更新の詳細設計を行うものである。なお、利用状況・地元要望を反映させて一部除却（法線を陸側へ後退）ものとする。

設計対象施設は、以下のとおりとする。

対象施設名	施設延長(m)
-1.5m 物揚場 (G-1)	53.9

出典：今津漁港台帳

第2条 業 務 内 容

1. 設 計 計 画

本業務の実施にあたり、特記仕様書及び既往資料等の内容を把握し、業務遂行上の基本方針を定めるものとする。また、人員配置、工程計画立案等、全体作業の円滑な遂行方針を検討し、業務計画書を作成する。

2. 資 料 収 集 整 理

設計の基礎資料とするため、既存資料(-1.5m 物揚場設計資料、完成図書、土質資料等)の収集整理を行う。

3. 現 地 踏 査

既存施設及び周辺施設の状況及び周辺の利用状況等を把握し整理する。

4. 設 計 条 件 の 整 理

4.1 利 用 ・ 自 然 条 件 の 設 定

設計計算を行うにあたって利用条件(対象船舶、上載荷重等)、自然条件(潮位条件、波浪条件等)の設計条件を整理・設定する。

4.2 土 質 資 料 整 理 解 析

土質資料を整理・解析し、土質条件を設定する。なお、使用する土質資料は発注者より貸与する。

5. 設 計 計 算 (安 定 照 査)

5.1 安 定 照 査

-1.5m物揚場の構造形式を3案程度抽出し、各構造形式の安定照査を実施する。

5.2 円 形 す べ り 計 算

設計計算を実施した構造形式について円形すべり計算を行う。

5.3 偏 心 傾 斜 荷 重 に 対 す る 支 持 力

設計計算を実施した構造形式について偏心傾斜荷重に対する支持力の照査を行う。

6. 基本断面算定

6.1 比較断面図

設計計算を実施した構造形式について断面図の作成を行う。

6.2 概算数量算定

比較断面図に基づき概算数量の算出を行う。

6.3 概算工費算定

概算数量から概算工費の算定を行う。

6.4 施工性の検討

各構造断面について施工性の検討を行う。

6.5 比較選定

経済性、施工性等を勘案の上、最適工法を決定する。

7. 細部設計(L型式)

選定した構造形式に対して、設計計画、配筋計算、数量計算、図面作成、報告書作成、照査を行う。なお、構造形式の変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

8. 付帯施設計算

8.1 付帯施設計算

係船岸に関わる付帯施設（係船柱、防舷材等）の設計計算を行う。

8.2 付帯施設図作成

係船岸に関わる付帯施設（係船柱、防舷材等）の設計図面の作成を行う。

9. 図面作成

検討結果を踏まえ、工事発注に必要な平面図、縦断図、標準断面図及び詳細図等の設計図面を作成する。

10. 数量計算

設計図面から工事発注に必要な数量計算を行い、数量計算書としてとりまとめる。

11. 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階並びに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、調査・計画作業が終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

12. 報告書作成

設計条件、使用した基準、対策工決定の根拠や経緯等をについてわかりやすくとりまとめる。

成果品の提出は、下記の通りとする。

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ・ 報告書(紙媒体：A4 チューブファイル綴じ) | 1 部 |
| ・ 電子成果品(電子媒体) | 2 部(正副各 1 部) |

13. 打合せ協議

打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮する。

- ・ 業務着手時 1 回
- ・ 業務中間時 2 回
- ・ 成果納入時 1 回

14. 関係機関打合せ協議

本設計に必要な関係機関との協議及び協議資料の作成等を行う。